

<令和5年度>

健康福祉部 部課長方針



健康福祉部長 根津 賢治

福祉総務課長	國井 信太郎 (次長)
生活支援課長	越 正男
児童福祉課長	福田 望 (次長)
介護保険室長	加藤 晶大
交流プラザさくら所長	野田 智之
福祉・児童センター所長	関 久徳 (副参事)
老人福祉センターやき荘所長	岡本 啓太郎
保健センター所長	安治 直尚

令和5年度 部長方針

部	健康福祉部	部長	根津 賢治
---	-------	----	-------

部の運営方針

1. 業務遂行にあたっての基本的スタンス

「みんなにあたたかくだれもが住みやすいまちをつくる」ことを基本方向として

- ・高齢者や障害のある人も含め、地域住民のつながりによって、お互いが無理なく支え合えるまちづくりを目指す。
- ・安心して子どもを生み育てることができ、子どもたちが健やかに育つ環境づくりに努める。
- ・赤ちゃんから高齢者までつながる健康事業を充実させ、市民一人ひとりが生涯にわたり、心身ともに健康な生活が送れるよう支援する。
- ・生活保護法や介護保険法などの諸制度が広く市民に理解されるよう努めるとともに、運用にあたっては適切で公正なものとする。

2. 重点的に取り組む事業とその目標

- ・新型コロナウイルスの基本的な感染対策に留意しつつ、円滑なワクチン接種の推進などにより、感染再拡大を抑制し、市民の健康を守る。
- ・令和5年・6年度の二か年事業である「蕨市地域福祉計画」の策定では、同時に策定する蕨市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と連携を図り、実効性のある一体的な計画とする。
- ・蕨市社会福祉協議会等との連携により、地域における見守りなど地域福祉の充実を図る。
- ・蕨らしい地域包括ケアシステムの構築に向け、「第8期蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づく各種施策を着実に推進するとともに、地域包括支援センターと連携し「地域支援事業」の充実を図る。
- ・「蕨市障害者計画及び第6期蕨市障害福祉計画・第2期蕨市障害児福祉計画」に基づく各種施策を推進するとともに、障害のある人の社会参加や地域での自立を支援する取り組みを更に進める。
- ・「第2期蕨市子ども・子育て支援事業計画」に基づく各種施策の推進並びに保育園等の待機児童ゼロに向けた必要な取り組みを行うとともに、「こども家庭センター」開設をはじめとする子ども・子育て支援の更なる充実を図る。
- ・健康寿命の延伸を目指し、「第2次わらび健康アップ計画」に掲げた各種施策を着実に推進するとともに、引き続き、健康長寿蕨市モデル事業への多くの市民の参加を目指す。
- ・計画期間が満了となる「第8期蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「第6期蕨市障害福祉計画・第2期蕨市障害児福祉計画」、「第2次わらび健康アップ計画」については、達成状況や成果、課題などの調査分析、市民ニーズの把握などを行い、新たな計画を策定する。
- ・生活困窮者自立支援法に基づく各種相談業務を通して自立の促進を図る。

3. 部員に求める必要な心構え

- ・全体の奉仕者である公務員としての高い職業倫理を持ち、公平、公正、誠実に職務を行う。
- ・職務についての自己研鑽に努め「行政のプロフェッショナル」として、市民に信頼される職員を目指す。
- ・窓口対応や訪問時などには、常に相手のことを中心に考え「あなたが担当でよかった」と言われるよう、温かく丁寧な対応に努める。

令和5年度 課長方針

部課	健康福祉部 福祉総務課	課長	國井 信太郎
----	-------------	----	--------

課の運営方針
<p>地域福祉及び障害者福祉の増進のために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接遇の更なる向上(こちらからお声掛けをする。挨拶を徹底する。)に努める。 ・お互いに声を掛け合い、気持ちよく働ける職場環境を全員でつくる。 ・プロとして、事業目標の達成に向け、計画を立てるとともに、常に事務の改善を心掛ける。 ・情報及び課題の見える化を進め、課全体で助け合い、育て合える体制を整える。 ・市民の信頼に応えられるよう、業務に関する技術、知識等の向上を目指し、日々自己研鑽に努める。

主要事業		
事業名	事業内容	目標
地域福祉計画の策定	社会福祉法に基づく「地域福祉計画」を策定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5～6年度の二か年にわたり策定事務を進め、始期を令和7年度とする計画を策定する。 ・令和5年度についてはニーズ調査や関係団体へのヒアリングなどを予定。 ・「地方再犯防止推進計画」「成年後見制度利用促進基本計画」「地域福祉活動計画」も併せて策定予定。
障害福祉計画等の策定	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の提供体制の確保並びに業務の円滑な実施に関する計画である第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を策定する。 (計画期間:令和6年度～8年度)	令和5年度中に、始期を令和6年度とする計画を策定する。
民生委員・児童委員協議会等の活動の支援	民生委員・児童委員協議会、保護司会及び赤十字奉仕団の活動の支援	地域福祉の大きな担い手である民生委員・児童委員協議会等の活動を支援することにより、地域福祉の推進を図る。
社会福祉協議会補助事業	社会福祉法の規定により、地域福祉の推進に大きな役割を担う社会福祉協議会への補助	地域福祉の一翼を担う社会福祉協議会の法人運営や松原会館等の運営に対する補助を行うことで、地域福祉の推進を図る。
社会福祉法人の許認可、指導監査等	主たる事務所が蕨市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業が蕨市の区域を越えない社会福祉法人の許認可等の監督事務	社会福祉法の規定に則り、社会福祉法人の指導監査の適切な実施を図る。
手話の普及啓発事業	令和3年4月1日施行の蕨市手話言語条例を基に、手話の理解促進・普及、手話を使いやすい環境の整備、手話通訳者の養成等の事業を進める。	手話講習会等の手話を学ぶ機会の充実、手話の普及及び聴覚に障害のある方への理解促進に努める。

<p>自立支援給付事業</p>	<p>障害者総合支援法の規定に基づき、介護給付、訓練等給付、自立支援医療及び補装具の支給に関し、相談、申請受付、調査、サービス等利用計画の確認、支給決定等を行う。</p>	<p>障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営んでいけるよう自立支援給付事業による支援を行うことにより、福祉の増進を図るとともに、蕨市障害者計画の基本理念である「障害のある人となない人が、地域でともに支え合うまち わらび」の実現を目指す。</p>
<p>地域生活支援事業</p>	<p>障害者総合支援法の規定に基づき、市が取り組まなければならない相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業等の実施に関し、相談、申請受付、調査、支給決定等を行う。</p>	<p>障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営んでいけるよう地域生活支援事業による支援を行うことにより、福祉の増進を図るとともに、蕨市障害者計画の基本理念である「障害のある人となない人が、地域でともに支え合うまち わらび」の実現を目指す。</p>
<p>障害者手当支給事業</p>	<p>障害のある人の経済的支援をするため、特別障害者手当、障害児福祉手当及び在宅重度障害者手当を支給する。</p>	<p>障害のある人の経済的安定を図り、もって福祉の増進を図る。</p>
<p>障害者相談支援事業の充実</p>	<p>障害者相談支援事業の中核的な役割を担う基幹相談支援センタードリーマ松原を中心に、各相談支援事業所が、サービス等利用計画の作成や様々なケースの相談に対応できるよう情報の共有と相談支援員の資質の向上を図る。</p>	<p>障害のある人への必要なサービス提供に向け、相談支援体制の強化を図るとともに、高度化・複雑化する相談内容への対応と相談支援事業所の情報共有及び相談支援員の資質の向上を図る。</p>
<p>障害者入所施設の広域的検討と暮らしの場の確保策の検討</p>	<p>圏域における人口や入所待機者数など、地域の実情を把握し、その必要性を国や県に働きかけるとともに、設置の可能性についても、情報共有や研究を進める。併せて、障害のある人が、可能な限り住みなれた地域で安心して暮らせるよう市内における暮らしの場の確保に努める。</p>	<p>【入所施設】 「障害者入所施設」の整備は、国の方針から非常に難しい状況にあるが、国・県の動向を把握するとともに、同じ南部障害保健福祉圏域である川口市、戸田市と事務協議を行い、情報共有を図りながら、入所施設の設置について、広域的な対応を検討していく。併せて、運営事業者の動向についても把握に努める。 【グループホーム】 当事者団体や関係者等と協力し、重度障害のある方への対応も可能なグループホームの整備について、調査・研究を行う。</p>

令和5年度 課長方針

部課	健康福祉部 生活支援課	課長	越 正男
----	-------------	----	------

課の運営方針

憲法に規定する生存権の実現のために、生活保護法に基づき最低限度の生活の保障と自立の促進を図る。生活保護受給に至らない生活困窮者の方には、生活困窮者自立支援法に基づく各種相談業務を通して自立の促進を図る。

- ・業務について年間計画を立て、効率的な業務の遂行に努める。
- ・係内の業務について、定期的にミーティングを実施して情報を共有し、共通認識に基づき業務にあたる。また、課題があれば、課長に対する報告を通して解決にあたる。
- ・生活保護及び生活困窮者に対する業務は、年金や医療、福祉関係の法律等様々な知識を必要とするため、日々の自己研鑽による知識の習得に努め、市民の信頼に応える。

主要事業

事業名	事業内容	目標
家庭訪問及び指導の充実	訪問計画に基づく被保護世帯への家庭訪問を充実し、必要に応じて指導を実施する。	被保護世帯への家庭訪問や指導を強化し、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、保護の適正化に努める。
課税及び年金等調査の強化	定期的に課税及び年金等の調査を実施する。	被保護世帯への課税及び年金調査等を引き続き徹底することにより、保護の適正化に努める。
就労支援及び自立支援の強化	自立相談支援員の活用などにより、被保護者の自立を助長する。	生活保護からの自立及び未就労から就労への転換者の増加を目指す。就労困難な被保護者に対しては、生活の自立を支援する。
生活困窮者に対する自立支援事業	自立相談支援事業・住居確保給付金支給・家計改善支援事業・子どもの学習・生活支援事業等の実施	複合的で困難な課題を有する生活困窮者に対して速やかに相談支援を実施し、必要に応じて支援プランを策定する。包括的な支援実施の考えを基に、個々の事情に応じては必要な支援を行っていく。
学習支援の強化	生活保護受給世帯の子どもの学習支援事業等の実施	学習教室の開催や家庭訪問を実施することで中学生については進学、高校生については進学・就職への支援をする。
医療扶助の適正化・健康管理支援事業について	被保護者の健康課題の把握、受診行動適正化に向けた指導、助言	被保護者に係るレセプトデータを基に現状の医療・健康等情報を調査・分析し、受診行動適正化対象者を選定、適正受診指導を行う。健康診査については家庭訪問等を通じて受診勧奨を実施することで受診率の向上を目指す。

令和5年度 課長方針

部課	健康福祉部 児童福祉課	課長	福田 望
----	-------------	----	------

課の運営方針

子育て家庭への支援および児童の健全育成を図ることにより、子どもたちの笑顔が輝くまちを目指すため

- ・笑顔で親切・丁寧な対応に努め、公平・公正に業務を遂行する。
- ・担当業務について、常に改善の意識を持って正確かつ効率的な遂行に努める。
- ・担当業務および関連する業務の知識の向上を図るため、自己研鑽に努める。
- ・児童の保育は、生活面、食事面において常に安全に留意して実施するとともに、児童が心身ともに健やかに育つための支援を行う。
- ・子育て家庭の幅広い相談に対し、各関係機関が適正に連携し、切れ目のない支援を行う。
- ・児童虐待防止のために、各関係機関等との連携を図り、迅速かつ適正に対応する。
- ・困難を抱える家庭(子どもの貧困、ヤングケアラー、ひとり親等)に対し、各関係機関が適正に連携し、支援を行う。

主要事業		
事業名	事業内容	目標
児童手当支給事業	中学校卒業までの児童の養育者に児童手当または特例給付を支給する。	子育て世帯への経済的支援が適切に行えるよう業務を遂行する。
こども医療費支給事業	中学校卒業までの児童の通院に係る医療費および高校卒業までの入院に係る医療費の一部(保険診療分)負担金を支給する。	子育て世帯への経済的支援が適切に行えるよう業務を遂行する。
子育てファミリー応援事業	子育てファミリー応援給付金を支給することで、子どもの出生を祝福し、子育て支援のきっかけを作る。	子育て世帯への経済的支援および子育て支援のきっかけづくりが適切に行えるよう業務を遂行する。
ひとり親家庭助成事業	低所得のひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭医療費の支給、家賃助成等を実施する。	ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、丁寧な相談および情報提供に努め、経済的支援等が適切に行えるよう業務を遂行する。
子ども家庭総合支援拠点事業(こども家庭センター事業)	子育てのさまざまな悩みに対する相談を実施(家庭児童相談室)し、不安や困難を抱える子育て家庭に必要な支援を行うとともに、児童虐待の早期発見や早期対応、継続的な支援を図る。併せて、子どもの貧困やヤングケアラーについても適切に対応する。	地域子育て支援センターや子育て世代包括支援センターなどの関係機関との連携により、支援に必要な子育て家庭に適切に対応するとともに、児童虐待については、児童相談所や警察などとの連携により、通告等に迅速かつ適切に対応する。また、新庁舎開庁時に開設する「こども家庭センター」の児童相談機能を担い、相談支援体制を強化することで、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行う。
子育て世帯訪問支援事業	家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施する。	「こども家庭センター」における新規事業として、適切な支援が行えるよう業務を遂行する。

<p>保育園事業</p>	<p>保育園において保育を必要とする子どもの保育を行い、子どもの健全な心身の発達を図るとともに、保護者に対する支援を行う。</p>	<p>安全で安心できる保育を実施するとともに、適切な保育を実施することで、児童の健全育成を図る。保護者からの子育てや子どもの発育発達に関する相談には、個別の支援を行うよう努める。</p>
<p>留守家庭児童保育事業</p>	<p>保護者の就労等により、放課後の保育を必要とする小学生の保育を行い、児童の健全な育成を図る。</p>	<p>安全・安心な生活・遊びの場となるよう適切な保育を実施するとともに、児童の健全育成を図る。</p>
<p>保育の質の確保・向上に向けた取り組み</p>	<p>保育の質の確保・向上を図るため、巡回支援指導員による保育施設への支援および指導を行う。</p>	<p>昨年度より配置した巡回支援指導員により、保育施設を利用する保護者等からの相談に適切に対応するとともに、定期的な巡回支援指導や実地検査等により保育の質の確保・向上を図る。</p>
<p>地域子育て支援センター事業</p>	<p>地域の親子を対象に、地域子育て支援センター事業を実施し、親子の交流や相談支援等を行う。</p>	<p>公設2か所、民間委託2か所の地域子育て支援センターについて、それぞれの施設の特色を生かしながら魅力ある事業を実施する。また、オンライン事業の実施を推進する。</p>
<p>利用者支援事業(コンシェルジュ)</p>	<p>保育施設や子育て支援事業の相談・情報提供を行う保育・子育てコンシェルジュ、保育コンシェルジュ各1名を配置し、相談に適切に対応する。</p>	<p>保育コンシェルジュが、保育施設の利用申し込みに関する相談にきめ細やかに対応するとともに、待機児童が生じないようマッチングに努める。また、保育・子育てコンシェルジュが地域子育て支援センター等に出向き、各種保育サービスの利用や子育て支援事業の情報提供等に関して、直接保護者からの相談に応じる。</p>
<p>病児・病後児保育事業</p>	<p>家庭で保育ができない、病気や病気の回復期にある児童の一時的な保育を事業者へ委託して行う。</p>	<p>保護者が子育てと仕事の両立を図れるよう、病気や病気の回復期にある児童が、静かで安心して過ごせる環境を整える。</p>

令和5年度 課長方針

部課	健康福祉部 介護保険室	室長	加藤 晶大
----	-------------	----	-------

課の運営方針

- 「みんなにあなたかく健康に生活できるまち」をまちづくりの基本目標として
- ・「第8期蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らしていけるよう高齢者福祉サービスと介護保険サービスの充実を図る。
- ・地域包括支援センターと連携して高齢者の介護予防や権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援などの「地域支援事業」を実施する。
- 市民に信頼される職員を目指して
- ・親切・公正・迅速な窓口対応に努める。
- ・常に問題意識をもって業務にあたり、日々自己研鑽に努める。

主要事業

事業名	事業内容	目標
地域支援事業の充実	在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業を推進する。	地域包括ケアシステムの構築を目指し、各事業を順次進めていく。
介護予防の推進	コロナ収束後の介護予防を推進するとともに、地域包括支援センターを介護予防の推進拠点として、住民運営の通いの場を充実し、地域における自主的な介護予防活動の育成・支援を実施する。	「いきいき百歳体操」など介護予防事業の参加者を増やし、高齢者が要介護状態になることを予防すると共に、要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を図る。
蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進及び策定	第8期計画に掲げた事業の着実な推進と、新たに令和6年度から8年度を計画期間とした第9期計画を策定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・第8期計画の給付状況等の実態把握に努め、課題の確認を行う。 ・第9期計画の策定においては、給付状況等にかかる要因分析や高齢者の状況を把握し、2025年及び2040年に向けた地域の将来像を描きながら保険料及びサービス水準の検討をしていく。
高齢者調査の実施	75歳以上の高齢者について、民生委員が訪問し緊急連絡先の確認等を行う。	民生委員が直接高齢者宅を訪問することにより、所在、安否の確認を行うとともに、支援の必要性を把握する。

令和5年度 課長方針

部課	健康福祉部 交流プラザさくら	所長	野田 智之
----	----------------	----	-------

課の運営方針

- ・高齢者と児童との世代間交流を推進し、高齢者福祉の増進と児童の健やかな成長を育む。
- ・「老人憩の家みつわ苑」「南町児童館」「留守家庭児童指導室」の円滑な運営と交流事業の充実を図る。
- ・町会や各種団体・ボランティアや近隣公共施設、小中学校と連携し、地域の交流の場となる市民が気軽に利用できる環境整備に努める。
- ・新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、感染防止対策に取り組む。

主要事業

事業名	事業内容	目標
老人憩いの家みつわ苑事業	囲碁将棋サロン、童謡唱歌や体操講座など	高齢者が生涯にわたり健康で生きがいを持って生活ができるよう、健康増進やレクリエーションの場づくりの機会を提供する。
南町児童館事業	児童一般利用、児童向け講座、親子講座、季節の催し、乳幼児クラブ、にこにこ広場など	子育て世代のニーズを踏まえた、親子や児童向けに各種講座・イベントの開催や子育て支援センターやふれあい相談などとの連携を通して、安心して子育てができるよう支援する。
世代間交流事業	交流プラザさくらまつり、各種コンサート、各種教室など	高齢者と児童が共に参加できる事業を企画し、世代間交流を図る。
留守家庭児童保育事業	保護者の就労等を保育の観点から支援し、放課後の児童に適切な遊びや生活の場を提供する。	放課後の児童に安全で安心な生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。

令和5年度 課長方針

部課	健康福祉部 福祉・児童センター	所長	関 久徳
----	-----------------	----	------

課の運営方針
<p>子どもを育てる家庭を支援し、児童の健全育成を図るため、子どもたちが健やかに育つ環境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童センター・児童館が、子どもの遊びの拠点として、安全に安心して過ごせる居場所を提供する。 ・子どもたちが楽しめるような事業を展開し、環境の整備を行う。 ・子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援する。 ・常に笑顔で応対し、利用者の気持ちに寄り添ったきめ細やかな対応に努める。 ・新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、感染防止対策に取り組む。

主要事業		
事業名	事業内容	目標
乳幼児子育て支援事業	年齢別乳幼児クラブ(北町児童館を除く)、つどいの広場「にこにこ広場」、お誕生日会、季節の催し(七夕・クリスマス・節分等)など	乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進する。また、子育てへの不安や悩みに気軽に相談できるよう子育て支援活動を実施し、地域における子育て家庭を支援する。
小学生以上対象事業	子どもたちが楽しめる遊びの場の充実、夏休みの自由研究に活用できる創作活動や書初め、ダンスなどの学習や体験活動	子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所として、環境づくりに努めるとともに、健全な遊びや自発的な活動を通して、自主性・社会性・創造性を身につけられるよう必要な支援を行う。
地域等との連携推進	地域の有志指導者・組織等と連携を図ることで、ベビーマッサージ・運動遊び・習字・工作・ダンス等の各種教室や講座、絵本や紙芝居等の読み聞かせ、人形劇・コンサート等を実施	地域の子どもの活動や、子育て支援の取組を行っている人材・団体等と協力して、子育てに関するネットワークを築き、子どもの遊びや活動を整備する。
子育て支援フェスタこどもまつりの開催	児童館5館合同の地域交流イベント「子育て支援フェスタこどもまつり」の開催	イベントを契機として、地域住民との交流や団体・NPO、関係機関との連携強化を図り、子どもと子育て家庭を支える地域づくりに貢献する。
留守家庭児童保育事業	保護者の就労等を保育の観点から支援し、放課後の児童に適切な遊びや生活の場を提供する。	放課後の児童に安全で安心な生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。

令和5年度 課長方針

部課	健康福祉部 老人福祉センターけやき荘	所長	岡本 啓太郎
----	--------------------	----	--------

課の運営方針

- ・高齢者の生きがいづくり等に応じた各種講座を開催し、教養の向上及び健康の保持・増進を支援するとともに、更なる住民交流を育む。
- ・けやき荘利用者連絡会を支援・育成し、各クラブの活動を充実させるとともに施設の利用促進を図る。
- ・高齢者の憩いの場として安全で快適な施設環境を整える。
- ・新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、感染防止対策に取り組む。

主要事業

事業名	事業内容	目標
けやき荘まつり	けやき荘の講座、クラブの活動成果を発表する。	成果発表を目標にすることで、自身のやり甲斐と満足度を高めてもらうとともに、利用者間の交流を育む。
けやき荘講座	書道、茶道、健康体操、童謡唱歌、ペン習字、俳画、民舞踊、手話ダンス、やさしいフラダンス、カラオケの10講座を月2回、年間を通して開催する。	施設利用世代の要望を反映した講座を展開し、住民の教養の向上や健康づくり、住民交流を推進する。
けやき荘利用者連絡会の支援	けやき荘まつりの開催や塚越地区生涯学習フェスティバルの参加、けやき荘利用ルール等について、連絡会の円滑な運営を支援する。	各種団体や利用者が、日頃の活動の成果を発表できる機会を設けるとともに、高齢者の憩いの場となる施設としての環境づくりを進める。

令和5年度 課長方針

部課	健康福祉部 保健センター	所長	安治 直尚
----	--------------	----	-------

課の運営方針

- 健康寿命を延伸し、豊かで健康な生活を生涯送ることができる健康密度日本一のまちを目指して
- ・職員一人一人を尊重する。
 - ・プロフェッショナルとして働ける環境を整える。
 - ・職員、庁内組織、関係団体との連携を深め、市民とお互いにとってよりよい仕事を実行する。

主要事業

事業名	事業内容	目標
新型コロナウイルスワクチン接種事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るため、ワクチン接種事業を行う。	蕨戸田市医師会や関係機関との連携の下、重症化予防を目的とする令和5年春開始接種及び令和5年秋開始接種の2回の接種について、安全かつ円滑に推進する。
第3次わらび健康アップ計画(健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画)の策定	第2次「わらび健康アップ計画」の進捗を受け、国の定める健康増進計画の指針、食育推進計画及び自殺対策計画を踏まえて、第3次「わらび健康アップ計画」を策定する。	「すべての市民が健康度をアップして、健康密度も日本一へ」の基本理念に基づき、生活習慣病の予防のための健康づくりや、ライフステージに応じた身体とこころの健康づくりなどを行い、健康寿命の延伸を図り、スマートウエルネスシティの実現を目指す。
健康長寿事業	筋力アップトレーニング及び毎日8,000歩・中強度の歩行20分の運動と、埼玉県健康マイレージ事業との連携による健康施策(健康長寿蕨市モデル事業)を実施。	若い世代や健康づくりにあまり関心のない市民の参加を促し、多くの市民が「自らの健康は自分でつくる」という意識を持って、健康づくりに継続的に取り組めるよう事業を推進する。
子育て世代包括支援センター母子保健型事業(こども家庭センター事業)	妊娠の届出等の機会を通して得た情報を基に、面接や電話等により妊産婦等の身体的・精神的状態、生活環境等を継続的に把握することや、妊産婦等の支援台帳を作成し、必要に応じて、個別支援プランの策定などを行う。	妊産婦並びに子ども及びその保護者に対し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を、母子保健施策と子育て支援施策がそれぞれの機能ごとに役割分担しつつ、必要な情報を共有しながら一体的に支援を行う。また、新庁舎開庁時に開設する「こども家庭センター」の母子保健機能を担い、こども家庭センターとして、相談支援体制を強化する。(子育て世代包括支援センター→こども家庭センター)
母子保健事業	乳児家庭全戸訪問指導、新生児・産婦訪問指導やパパママ講座、乳幼児の各種健診などを行う。新たに産後ケア事業の通所型、短期入所型及び10か月児健診を実施するほか、令和5年1月開始の出産・子育て応援事業を継続実施。	親子の心身の状況や養育環境を把握した上で保健指導を行うとともに、育児に関する情報を提供し不安の解消を図る。また、支援の必要な家庭に対し、適切なサービス提供に結び付ける。

成人保健事業	<p>保健師による健康に関する相談や、栄養士による栄養相談を行う。健康増進事業のがん検診や骨粗しょう症検診などを行う。</p> <p>また、生活習慣病予防やメンタルヘルスに関する健康教育を行うなど市民の健康意識を高める。</p>	<p>「蕨市がん検診等統合受診券」を対象者に個別通知するなど、受診しやすい実施方法や広報啓発活動を通じて、健康増進事業の受診率の向上に努める。</p>
歯科保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「蕨市歯科口腔の健康づくり推進条例」の基本的施策に沿った事業展開を行う。 ・定期年齢対象者に対する歯周疾患予防のための検診及び虫歯予防として行うフッ化物塗布事業や妊婦歯科健診を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科口腔の健康づくり推進に関しては、健康寿命の延伸に寄与することから、全身の健康につながる「歯と口腔の健康づくり」について、周産期を含めた乳幼児期から高齢期までのライフステージを通じ継続的に取り組む。 ・「20歳の歯科疾患予防推進事業」については、成年式等での周知啓発に努める。
予防接種事業	<p>予防接種法に基づく定期接種の各ワクチン接種を医療機関に委託し、個別に接種する方式で行う。また、予防接種に関する相談も行う。</p> <p>新たに定期接種化した9価のHPVワクチンの接種委託を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・接種を受けた個人に免疫を付けることにより感染及び発症の予防、症状の軽減化を図る。また、感染症の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図る。 ・近年定期接種の種類も増えてきているので、HP等で紹介し、接種率の向上に努める。
精神保健福祉事業	<p>精神障害者保健福祉手帳の交付・自立支援医療申請事務、相談支援事業を行う。</p>	<p>精神障害者が地域で安心して自立した生活ができるよう相談支援事業所と連携を図りながら、相談支援事業の充実に努める。</p>